

103 D 442
(103 C 55)
(102 E 91)

特 許 庁
実 用 新 案 公 報

実用新案出願公告

昭43-7350

公告 昭43. 4. 1

(全2頁)

フィルム巻取用リール筒

実 願 昭 41-7595
出 願 日 昭 41. 1. 31
考 案 者 柳沢明
東京都足立区梅田町7の25の1
2 ペトリカメラ株式会社内
出 願 人 ペトリカメラ株式会社
東京都足立区梅田町7の25の1
2
代 表 者 栗林敏夫
代 理 人 弁理士 橋本昇

図面の簡単な説明

第1図は本案リール筒の半部縦断正面図、第2図は第1図II-II線相当部分の断面図である。

考案の詳細な説明

本案は筒管状本体の周壁に1個または複数個のフィルム嵌装口を軸方向に貫設し、該フィルム嵌装口をフィルム厚に比し少くとも数倍の幅員を有する初期フィルム挿入口と該挿入口に連続し、前記筒管状本体の少許回動によりフィルム先端を瞬時折曲挾持可能な挾着口と初期フィルム挿入口および挾着口の両側縁端を結ぶ連続緩曲線縁よりなる先細間隙部とより形成したことを特徴とするフィルム巻取用リール筒に関するものである。

本案実施例を図面について説明すれば合成樹脂等適宜資材に成形してなる筒管状本体1の周壁2に90°の位相差を以てフィルム嵌装口3を軸方向に4個所貫設する。該フィルム嵌装口3は公知フィルム厚に比し少くとも数倍の幅員1を有する初期フィルム挿入口4と、該挿入口4に連続し、筒管状本体1の少許回動によりフィルム先端を瞬時折曲挾持可能な程度の幅員mを有する挾着口5と初期フィルム挿入口4の両側縁端6, 6と挾着口5の両側縁端7, 7とを結ぶ連続緩曲線縁8, 8よりなる先細間隙部9とより形成し、フィルム嵌装口3を順次横方向に連続する大間隙を形成する初期フィルム挿入口4と連続緩曲線縁状先細間隙部9と、細間隙を形成する挾着口5とにより構成し、特に初期フィルム挿入口4と先細間隙部9と境界域を連続緩曲線縁8, 8により如何なる

角部も残置することなく連続せしめると共に挾着口5と先細間隙部9との境界域も同様連続緩曲線縁8, 8により如何なる角部も残置することなく連続せしめてなるものである。

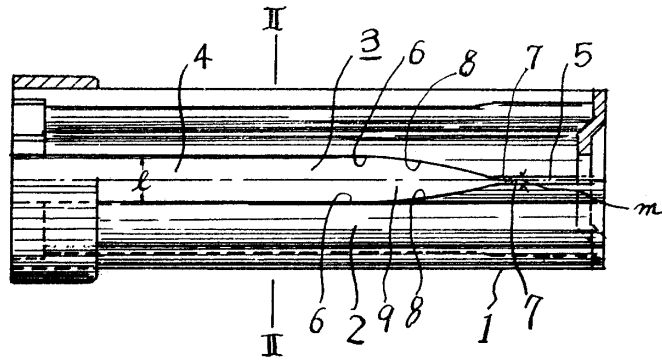
本案リール筒は前記のように構成するから写真機におけるロールフィルム巻取用リール筒として所定部所に設定してフィルムを挟み着け巻上げ、巻取り可能状態にせんとするときは、フィルム先端を筒管状本体1に貫設したフィルム嵌装口3の初期フィルム挿入口4に挿込む。この場合初期フィルム挿入口4はフィルム厚に比し少くとも数倍の幅員1を有し、横方向に延在する大間隙を形成しているから極めて容易に挿込むことができる。以後挿込みフィルム先端を単に横方向かつ細間隙を有する挾着口5方向に遷移せしめれば該挾着口5は筒管状本体1の少許回動によりフィルム先端を瞬時折曲挾持可能な程度の細間隙を形成しているからフィルム先端より指を離しても何ら抜出することなくしかも大間隙の初期フィルム挿入口を4より細間隙の挾着口5への遷移は常に先細間隙部9の両側に形成した連続緩曲線縁8, 8を案内路とするため特にフィルム先端の移動を注視する必要なく極めて円滑かつ確実に挾着口5へフィルム先端を導入せしめることができる。

かくて本案リール筒はフィルム嵌装口を一連の円滑な間隙路とし、しかも初期フィルム挿入口を比較的大なる間隙にし、フィルム挾着口を比較的小なる間隙に形成すると共にこれら両間隙を連続する案内路に何等角部を有しない先細緩曲線間隙としたからフィルム先端の巻取用リール筒への挾着を簡易かつ敏速にし極めて自然に挾着確定状態をもたらすことができる等の効果を有する。

実用新案登録請求の範囲

筒管状本体の周壁に1個または複数個のフィルム嵌装口を軸方向に貫設し、該フィルム嵌装口をフィルム厚に比し少くとも数倍の幅員を有する初期フィルム挿入口と、該挿入口に連続し、前記筒管状本体の少許回動によりフィルム先端を瞬時折曲挾持可能な挾着口と、初期フィルム挿入口および挾着口の両側縁端を結ぶ連続緩曲線縁よりなる先細間隙部とより形成したことを特徴とするフィルム巻取用リール筒。

第1図



第2図

